

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領に基づく  
災害等の指定

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成23年3月9日付け23環機第155号。以下「繰延要領」という。）第2の1に基づく災害等及び同2に基づく貸付料等の繰延の対象とするリースの種類を次のように定める。

令和元年10月18日

一般財団法人畜産環境整備機構  
理事長 井出道雄  
(公印省略)

1 繰延要領第2の1の(2)により指定する災害等

令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(令和元年8月から9月の前線等に伴う大雨(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。))

2 繰延要領第2の2の規定により定める1の災害等について貸付料等の繰延の対象とするリースの種類

畜産高度化支援リース事業のすべてのリース  
(畜産高度化支援補完リース事業及び畜産経営環境対応強化緊急対策事業のリースは、対象とはなりません。)